

ご購入者様各位

株式会社 公論出版

訂正のお願い

前略

弊社発行の「令和7年版 関東運輸局施行 自動車検査員教習試験 問題と解説」におきまして、誤りがございました。お詫びするとともに、下記のとおり訂正をお願い申し上げます。

頁	箇所	正 (打消し線の文言を削除、赤字のとおりに修正・追加)																		
23	下から3行目	[施行規則第 <del>53</del> <b>35</b> 条の4]																		
	下から4行目	[施行規則第 <del>53</del> <b>35</b> 条の3]																		
25	最下行	(2) <b>道路運送車両法施行規則第44条第1項のただし書きの規定による</b> 検査証の有効期間の満了する日の <del>±</del> <b>2</b> 月前の日は、下表の例に示すところによるものとする。																		
	下から4行目	<del>±</del> <b>2</b> 月前から～																		
26	上の表	<table border="1"> <thead> <tr> <th>検査証の有効期間の満了する日</th> <th>検査証の有効期間の満了する日の <del>±</del> <b>2</b> 月前の日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><b>1月30日及び31日</b></td> <td><b>11月30日</b></td> </tr> <tr> <td>2月1日</td> <td><del>±</del> <b>12</b> 月1日</td> </tr> <tr> <td>2月15日</td> <td><del>±</del> <b>12</b> 月15日</td> </tr> <tr> <td>2月29日</td> <td><del>±</del> <b>12</b> 月29日</td> </tr> <tr> <td><del>±</del> <b>4</b> 月28日</td> <td>2月28日</td> </tr> <tr> <td><del>±</del> <b>4</b> 月29日 <del>±</del> <b>及び</b> <del>30日及び31日</del></td> <td>2月28日 (閏年にあつては29日)</td> </tr> <tr> <td><del>10</del> <b>3</b> 月30日 <del>及び31日</del></td> <td><del>9</del> <b>3</b> 月30日</td> </tr> <tr> <td><del>11</del> <b>9</b> 月30日</td> <td><del>10</del> <b>7</b> 月30日</td> </tr> </tbody> </table>	検査証の有効期間の満了する日	検査証の有効期間の満了する日の <del>±</del> <b>2</b> 月前の日	<b>1月30日及び31日</b>	<b>11月30日</b>	2月1日	<del>±</del> <b>12</b> 月1日	2月15日	<del>±</del> <b>12</b> 月15日	2月29日	<del>±</del> <b>12</b> 月29日	<del>±</del> <b>4</b> 月28日	2月28日	<del>±</del> <b>4</b> 月29日 <del>±</del> <b>及び</b> <del>30日及び31日</del>	2月28日 (閏年にあつては29日)	<del>10</del> <b>3</b> 月30日 <del>及び31日</del>	<del>9</del> <b>3</b> 月30日	<del>11</del> <b>9</b> 月30日	<del>10</del> <b>7</b> 月30日
		検査証の有効期間の満了する日	検査証の有効期間の満了する日の <del>±</del> <b>2</b> 月前の日																	
		<b>1月30日及び31日</b>	<b>11月30日</b>																	
		2月1日	<del>±</del> <b>12</b> 月1日																	
		2月15日	<del>±</del> <b>12</b> 月15日																	
		2月29日	<del>±</del> <b>12</b> 月29日																	
		<del>±</del> <b>4</b> 月28日	2月28日																	
		<del>±</del> <b>4</b> 月29日 <del>±</del> <b>及び</b> <del>30日及び31日</del>	2月28日 (閏年にあつては29日)																	
		<del>10</del> <b>3</b> 月30日 <del>及び31日</del>	<del>9</del> <b>3</b> 月30日																	
		<del>11</del> <b>9</b> 月30日	<del>10</del> <b>7</b> 月30日																	
《継続検査の例》イラスト																				
<p>《継続検査の例》</p> <p>有効期間満了日の2月前 令和6年 <del>±</del> <b>11</b> 月1日</p> <p>有効期間満了日 令和7年1月1日</p> <p>有効期間満了日の翌日 令和7年1月2日</p> <p>----- A ----- (A) ~ (B) 間に継続検査の申請を行った場合 ----- (B) ----- (C) -----</p> <p>↓</p> <p>起算日は (C)</p> <p>----- (A) ~ (B) 間以外に継続検査の申請を行った場合、自動車検査証の有効期間の起算日は自動車検査証を交付する日となる -----</p> <p>【自動車検査証の有効期間の起算日】</p>																				
69	中段の別添3の3 第6. 交付状況の把握等	(7) 指定整備事業者は、電磁的方法による保安基準適合証 (電子保 <del>的</del> <b>適</b> ) <b>に</b> おける承諾を書面又は電磁的方法により2年間保存すること。																		
79	上表の最下段	令和2年度   令和 <del>±</del> <b>3</b> 年2月   設問中個別に設定   -																		
	上から12行目 [上表下の2つ目の※印]	※第 <del>±</del> <b>2</b> 回目を受検される方に対しては「令和5年2月1日」と設定すべきであろうが、～																		
161	下から11行目 [3. ア. 計算式]	▪ 左右の前車輪の制動力の差 = 主制動力 (前軸 右 - 左) = 3020N - <del>3</del> <b>2870</b> N = 150N																		